

?



発達支援ファイルQ&A

Q誰が記入するの？

A ○基本的に保護者が記入していきます。

Q誰の持ち物なの？

A ○将来的にお子さんのものとなります。ご家庭で大切に保管してください。

Q全部に記入しなくてはならないの？

A ○保護者の方が必要と思われるところだけの記入でかまいません。ただし、★印のページは、保育園入園時に提出が必要です。

Q学校からの個別教育支援計画書を挟むと量が多くなるけど…

A ○すべての計画書を挟む必要はありません。転機となることがあった頃等、保護者の方が大切だと思われる計画書を抜粋して挟むなど工夫してください。

Q情報が変わった時はどうするの？

A ○経緯がわかるよう、作り直しではなく、赤字などでの修正をおすすめします。新しい用紙は、保健福祉課窓口または役場ホームページから入手できます。

Q書き方がわからない時、はどこに相談すればよいの？

A 鶴居村役場保健福祉課へご相談ください。Tel 64-2116

Q追加でシートが欲しい時はどうしたらよいの？

A 鶴居村役場ホームページでもダウンロードできます。また、保健福祉課窓口でもお渡しできます。

〇もくじ

分類	各ページの名称	シート番号
プロローグ	使い方	2～4
	もくじ	5・6
	お誕生おめでとう	7
基本情報・成長の記録編	☆★フェイスシート	8
	☆★医療の記録	9
	☆★出生時・新生児期・乳幼児健診の記録	10
	☆★乳幼児期の様子	11
	☆★発達の記録（運動発達・精神発達）	12
	☆★乳幼児の成長の記録（身長・体重）	13
支援、教育してくれる方へ編	☆★あずける時に	14
	☆★サポートマップ	15
	☆★子どもの理解シート（乳幼児期）	16・17
	☆子どもの理解シート（小学校期・中学校期）	18～21
学びの記録編	就園・就学の記録	22
	保育園・幼稚園の記録	23～27
	小学校の記録	28～29
	中学校の記録	30・31
	高等学校の記録	32・33
	がんばり・受賞・資格の記録	34・35
各種備忘録	相談・申請の記録	36
	相談・ケース会議の記録	37
	コピー記録票	38
エピローグ 一人で悩まずに…	相談・サポート先一覧	39・40
	追加の支援シートについて	41



☆印は、福祉・教育機関と連携する際の情報共有に役立てることができます。必要な方へコピーしてお渡しするとよいでしょう。お渡しした記録は「シート38」に記入することができます。

★印は、保育園入園、保育ママ利用の際に必要な書類です。

○追加の支援シート

～特別な支援や配慮が必要な時～



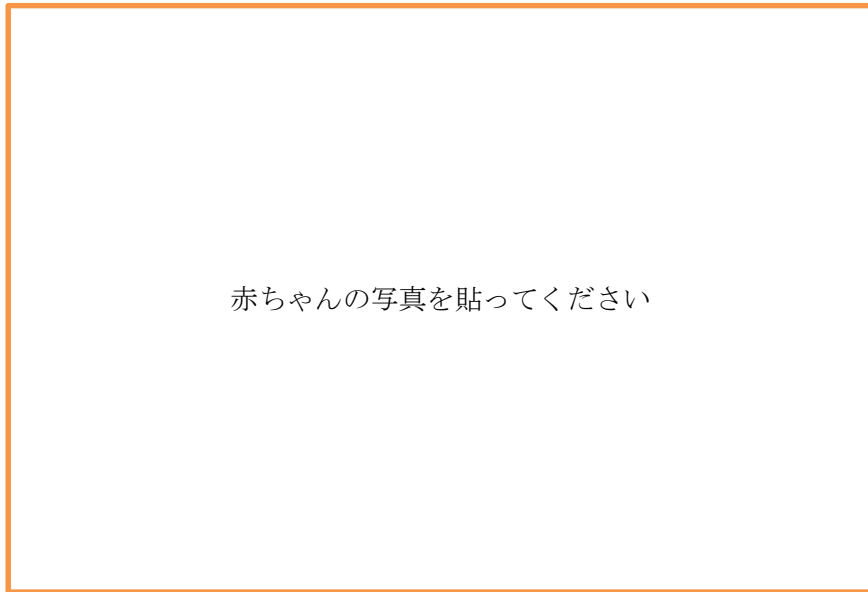
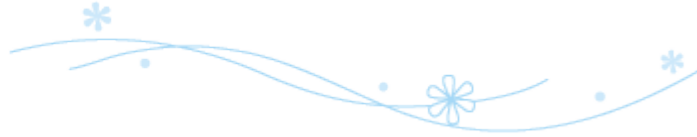
以下は、お子さんの育ちによって支援や相談を受けた場合に配付、使用します。

(鶴居村役場保健福祉課窓口で受け取りまたは役場ホームページよりダウンロードください)。

分類	各ページの名称	シート番号
相談支援編	☆計画相談の記録・発達支援や福祉サービスの記録	支-1
	☆手帳・発達検査の記録	支-2
	各種手当・助成制度活用の記録	支-3
	児童相談所や特別支援教育センター等の相談歴	支-4～6
学校教育・保育での配慮・支援の記録編 ※小学校、中学校の個別の教育支援計画についてのご質問等は、鶴居村教育委員会までお問合せください。 TEL64-2050	☆鶴居村個別支援計画（保育園）	支-7・8
	「個別の教育支援計画」作成と活用について 鶴居村教育委員会	支-9
	☆鶴居村教育支援計画（小・中学校） 鶴居村教育委員会	支-10
	（高等学校の個別支援計画は、各学校の書式によります。）	
青年期以降編	自立に向けたチェックシート	支-11～14
	成人期の生活の記録	支-15・16
	就労の記録	支-17・18
	職業訓練・実習の記録	支-19・20
親なき後を支えるために編	「親のねがい」	支-21
	「本人の生計」	支-22
	「各種保険・年金の記録」	支-23
	「本人の財産」	支-24
	「親の財産」	支-25
	「成年後見について」	支-26
	「成年後見人」	支-27
	「日常生活自立支援事業」	支-28

特別な支援を要するお子さんの育ちには、医療・保健・教育・福祉・労働など、様々な関係機関や専門家によるチームで支援することが大切とされています。必要に応じて関係者でのケース会議を開催することで、客観的で総合的な評価や支援を実施することが可能となります。また、村内では障がいをお持ちの方の課題解決のための障がい者自立支援協議会を適宜開催しています。お子さんの育ちでお困りごとがありましたら、鶴居村役場保健福祉課へご相談ください。

おたんじょうおめでとう



赤ちゃんの写真を貼ってください

赤ちゃんへのメッセージ

~~~~~

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

~~~~~

